

渋谷区情報公開条例の一部を改正する条例

渋谷区情報公開条例（平成元年渋谷区条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第六条第二号イ中「及び日本郵政公社」を削る。

第九条に次の一項を加える。

3 実施機関は、次に掲げる場合は、公開請求を却下する旨の決定をし、公開請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

一 前条第二項の規定により定めた期間を経過してもなお公開請求者が補正を行わず、公開請求が形式上の要件に適合しない場合

二 公開請求がこの条例の目的を逸脱するものであり、権利の濫用と認められる場合

第九条の三第一項中「又は」を「若しくは」に改め、「とき」の下に「又は公開請求を却下するとき」を加え、「公開しないこととする」を「当該処分の」に改める。

第十二条第一項中「閲覧又は視聴に係る手数料は、無料とする」を「公開を受けるもの

は、別表に定める手数料を納めなければならない」に改め、同条第二項中「作成及び」を削り、同条第三項を削る。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第十二条関係）

公文書の種類	区分		金額
	公開の方法	閲覧	
文書、図画、写真	複写機による写しの交付 (単色)	複写機による写しの交付 (多色)	無料
	印刷物として出力したものの交付 (単色)	マイクروفイルム	
	A三判以下 一枚 二十円 A三判を超えてA二判以下 一枚 四十円 A二判を超えてA一判以下 一枚 八十円 A一判を超えてA〇判以下 一枚 百六十円	A四判以下 一枚 六十円 A四判を超えてA三判以下 一枚 九十円	

電磁的記録	閲覧、視聴	無料
	印刷物として出力したものの交付(単色)	A三判以下 一枚 二十円 A三判を超えてA二判以下 一枚 四十円 A二判を超えてA一判以下 一枚 八十円 A一判を超えてA〇判以下 一枚 百六十円
技術的に困難等の理由で外部委託により作成する写しの交付	印刷物として出力したものの交付(多色)	A四判以下 一枚 六十円 A四判を超えてA三判以下 一枚 九十円 A三判を超えてA二判以下 一枚 百八十円 A二判を超えてA一判以下 一枚 三百六十円 A一判を超えてA〇判以下 一枚 七百二十円
	電磁的記録媒体に複写したものの交付	区規則で定める額
		当該委託契約で定める額

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第十二条の改正規定及び附則の次に別表を加える改正規定は、平成二十六年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第十二条の規定は、平成二十六年一月一日以後に行われた公文書の公開請求について適用し、同日前に行われた公文書の公開請求については、なお従前の例による。

(説明)

情報公開制度の適正な運営を図るため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する。